

建設残土砂等処分地の利用について

【搬入できるもの】

○神河町内家屋の小規模な改修等で発生するガレキ等
(瓦・コンクリート・ブロック・残土などの建設廃材)

※原則、軽トラック等最大積載量おおむね 1,000kg 以下の車両での搬入をお願いします。

- 受入物の大きさが20cm以上のものや、鉄、木、竹、ビニール、プラスチック、ガラス等の受入条件を満たしていないものを搬入された場合は、受入を拒否します。
- アスベスト類を含んだもの(スレート・石こうボードなど)は、受入れできません。
- 町外で発生したガレキ等は、受入れできません。

【搬入日・時間】

毎週 水曜日 9時～12時 13時～17時

(祝日、お盆、年末年始を除きます。)

【搬入料金】……搬入車両1車当たり次により算定する金額

搬入車両の検査証に記載のある貨物最大積載量の数値 100kg
(100kg 未満切り捨て)につき 150 円を乗じ、消費税を加算した額

例:軽トラック(最大積載量 350kg)の場合

$$300\text{kg} \times 150 \text{ 円} / 100\text{kg} \times 1.1(\text{消費税加算}) = 495 \text{ 円}$$

※1 検査証に最大積載量の表示がない車両(乗用車)で搬入する場合

車両の大きさ(乗車定員)	積載量(目安)	料金
4人乗りまで	100kg	165円
5～6人乗り	200kg	330円
7人乗り以上	300kg	495円

※2 最大積載量による料金算定が著しく実情にそぐわないと認められる場合は、積載物の容量から重量を換算します。

→ 積載物容量（縦×横×高さ）を実測し、その数値にガレキ類の重量換算係数（1.48）を乗じて重量を算出し（100kg未満切り捨て）料金を算定します。

【申請手順】

- ①役場住民生活課（神崎支庁舎では受付できません）へ建設残土砂等処分申請書（様式1号の1）を提出いただき、搬入料金を納入の上、搬入の許可を受けてください。
- ②住民生活課職員とともに処分地へ行っていただき、職員が指示する場所にガレキ等を処分してください。

【搬入にあたっての留意事項】

・搬入できるガレキ等については、神河町内の一般家庭で発生したものに限り、町外で発生したものについては持込みできません。

※申請の際、発生場所の確認にお伺いさせていただく場合があります。

・処分地の管理運営上、搬入可能重量（発生場所1箇所につきおおむね1,000kg以内）を必ず守ってください。

・搬入できるものとできないものを混入されて持込まれた場合は受け入れをお断りします。

後で分かった場合は、搬入者で分別して持って帰っていただきます。また、今後の受入をお断りする場合があります。

役場 住民生活課（電話 34-0963）